

## 川崎市告示第96号

平成6年川崎市告示第20号（市長等の資産等報告書等の閲覧に係る場所及び時間について）の一部を次のように改正する。

令和8年3月2日

川崎市長 福田 紀彦

第2項中「閲覧場所に掲示します。」を「本市のホームページに登載します。」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。